

令 5 廃リ 対 策 第 1 4 6 号
令和 5 年 (2023 年) 5 月 1 5 日

一般社団法人山口県産業廃棄物協会会長 様

山口県環境生活部廃棄物・リサイクル対策課長

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う
通知の取扱いについて

本県の廃棄物行政の推進につきましては、平素から格別な御配意を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけが、新型インフルエンザ等感染症から 5 類感染症に変更されることに合わせ、以下の通知を廃止した旨、環境省から通知がありましたので、取扱いに遺漏のないよう貴会員への周知をお願いします。

廃棄物処理施設の点検及び機能検査における防護服の使用節減の徹底等について (通知)
(令和 2 年 4 月 1 0 日付け環循適発第 2004102 号・環循規発第 2004101 号環境省環境再生・
資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄物規制課長通知)

(参考)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴うガイドライン等の取扱い
について (通知) (令和 5 年 5 月 1 日付け環循適発第 2305011 号・環循規発第 2305015
号・環循施発第 2305011 号環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長・廃棄
物規制課長・ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進室長通知)

・参照箇所：p 2～3

産業廃棄物指導班 橋本

TEL : 083-933-2988

E-mail : a15700@pref.yamaguchi.lg.jp